

茨城県報

第7308号

昭和59年12月24日

月曜日

目 次

告 示

	ページ
● 2等陸海空士の募集(地方課)	1
● 土地改良区の設立認可(農地管理課)	2
● 新規土地改良事業の審査(〃)	2
● 土地改良事業の認可(〃)	2
● 道路の区域変更(道路維持課)	3
● 道路の供用開始(〃)	3
● 都市計画事業の認可(下水道課)	3
● 計量器定期検査の執行(計量検定所)	4
● 土地改良区役員の就退任(3件)(土地改良事務所)	5

公 告

● 土地立入測量(用地課)	8
● 茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱の一部改正(建築指導課)	9
● 開発行為の工事完了(5件)(〃)	9
● 道路位置の指定(〃)	9

告 示

茨城県告示第1576号

○ 自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条及び第118条の規定による昭和59年度第4次募集期間並びに採用試験の期日及び試験場は次のとおりである。

昭和59年12月24日

茨城県知事 竹内藤男

○ 男子(2等陸士、海士、空士)

- 1 募集期間 昭和60年1月1日から昭和60年3月31日まで
- 2 試験期日 募集期間内毎日
- 3 試験場

自衛隊茨城地方連絡部 水戸市三の丸3-11-9

T E L 0292-31-3315

同 日立出張所 日立市助川町1-1 日立市役所内

T E L 0294-21-1524

同 水戸募集案内所 水戸市中央2—7—37 狩野ビル2階
 　　T E L 0292—26—9294

同 土浦募集事務所 土浦市富士崎1—17—3 鈴木ビル3階
 　　T E L 0298—21—6986

同 下館募集事務所 下館市二木成80—1 みすじビル4階
 　　T E L 02962—2—7239

同 鹿島募集事務所 鹿島郡鹿島町大字宮中2151—1 大福岡本ビル2階
 　　T E L 02998—2—6061

茨城県告示第1577号

那珂郡山方町に事務所を置く長田土地改良区の設立を土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により昭和59年12月17日認可したから同条第3項の規定により公告する。

昭和59年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1578号

辰ノ口堰土地改良区から昭和59年10月15日付けで認可申請のあつた小倉地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

辰ノ口堰土地改良区定款の写し

小倉地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和59年12月24日から昭和60年1月12日まで

3 縦 覧 の 場 所 大宮町役場

茨城県告示第1579号

昭和59年1月24日付けで稻敷郡茎崎町下岩崎1733窪庭力ほか45名から認可申請のあつた下岩崎地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和59年12月15日認可した。

昭和59年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和59年12月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年12月24日

茨城県知事 竹内藤男

1 道路の種類 県道

2 路線名 月岡真壁線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
新治郡八郷町大字小幡字川原前 1087番1地先から	旧	メートル 最大 12.00 最小 6.60 最大 20.00 最小 7.00	メートル 101.00 114.00	
同郡 同町 同大字 字香取下 1078番4地先まで	新	最大 12.00 最小 6.60	101.00	迂回路撤去による区域変更

茨城県告示第1581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和59年12月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年12月24日

茨城県知事 竹内藤男

1 路線名 県道取手筑波線

2 供用開始の区間

筑波郡谷田部町大字上横場字道心塚2174—1番地先から

同郡 同町 大字柳橋字海道91—2番まで

3 供用開始の期日 昭和59年12月24日

茨城県告示第1582号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

昭和59年12月24日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 施行者 の 名 称 常陸太田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
日立都市計画下水道事業常陸太田公共下水道
- 3 事 業 施 行 期 間 昭和59年12月24日から昭和67年3月31日まで
- 4 事 業 地
 - (1) 収用 の 部 分 な し
 - (2) 使用 の 部 分

常陸太田市木崎一町字上長堀, 字西切剥, 字木崎西, 字木崎平
 " 木崎二町字上軍田, 字上長堀, 字西切剥, 字木崎西, 字木崎東, 字木崎平, 字東
 切剥, 字木崎下, 字金井下南, 字竹下
 " 山下町字上長堀, 字竹下, 字下長堀, 字東切剥, 字鑄銭場跡
 " 西三町字杉本坂, 字西酒
 " 金井町字金井下南, 字金井下東
 " 木崎一町字上軍田, 字堤, 字西道, 字杉本坂, 字木崎東, 字金井下南
 " 山下町字木崎下, 字軍田下, 字広町, 字水門下, 字加藤町
 " 三才町字稻森, 字西沢目, 字関ノ上
 " 磯部町字関ノ上, 字中道, 字道本塚, 字鈴振免, 字土手ノ内, 字塚田, 字塙返,
 奈良田, 字日渡し
 " 谷河原町字渋井3丁目, 字渋井4丁目, 字渋井5丁目, 字渋井6丁目, 字渋井7
 丁目, 字竜界
 " 下河合町字下河原地内の一部

茨城県告示第1583号

真壁郡、鹿島郡及び東茨城郡の各町村に対し、計量法（昭和26年法律第207号）第142条ただし書に該当する計量器の定期検査を執行するので、同法第143条の規定により次のとおり公示する。

昭和59年12月24日

茨城県計量検定所長 皆 藤 新 蔵

- 1 定期検査実施の期日
昭和60年2月4日から昭和60年2月28日まで
- 2 定期検査実施の場所
計量器の所在の場所



茨城県告示第1584号

行方郡潮来町大字辻 792 番地に事務所を置く潮来大生原台地土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和59年12月24日

茨城県鉢田土地改良事務所長 皆 川 勝

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡潮来町大字水原1301	理 事	森 佐左エ門	
" " "	"	小 沼 静 一	
" " "	"	白 井 安 之	
" " "	"	浦 橋 正 夫	
" " "	"	小 沢 正 肇	
" " "	"	今 泉 正 雄	
" " "	"	村 山 孔 明	
" " "	"	根 本 辰 夫	
" " 大字釜谷62	"	岸 根 安 勇	
" " 大字水原441	"	小 沼 政 一	
" " 大字釜谷66	"	高 橋 三 郎	
" " "	"	須 貝 政 寿	
" " 大字大生641の1	"	津 賀 正 雄	
" " "	"	関 仁 三	
" " "	"	井 関 賢 男	
" " 大字大賀122の1	"	窪 宮 雄	
" " "	"	小 堀 正 三	
" " "	"	小 堤 宗 雄	
" " 大字水原1948の1	監 事	小 沼 長 司 郎	
" " 大字釜谷385	"	川 崎 治 衛	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡潮来町大字大賀122の1	理 事	窪 宮 雄	
" " "	"	小 堤 宗 雄	
" " "	"	小 堀 正 三	
" " 大字大生31	"	風 間 厚	

"	"	"	576	"	石 津 貢
"	"	"	978	"	飯 田 正 詞
"	"	大字釜谷62		"	岸 根 安 勇
"	"	"	66	"	高 橋 三 郎
"	"	"	72	"	須 貝 政 寿
"	"	大字水原277		"	小 沼 静 一
"	"	"	403	"	白 井 安 之
"	"	"	441	"	小 沼 政 一
"	"	"	664	"	今 泉 正 雄
"	"	"	470	"	小 沼 忠 男
"	"	"	493	"	小 沢 正 豪
"	"	"	1092	"	村 山 孔 明
"	"	"	1301	"	森 佐 左エ門
"	"	"	1392	"	根 本 辰 夫
"	"	"	1948の1	監 事	小 沼 長 司 郎
"	"	大字釜谷68		"	大 川 善 エ門

茨城県告示第1585号

猿島郡猿島町大字山2730番地に事務所を置く生子菅土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和59年12月24日

茨城県境土地改良事務所長 田 宮 稔

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡猿島町大字菅谷1127	理 事	金久保 輝 雄	

茨城県告示第1586号

猿島郡境町大字大歩85番地に事務所を置く境東部土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和59年12月24日

茨城県境土地改良事務所長 田 宮 稔

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡境町960の 6	理 事	橋 本 正 士	
" " 大字蛇池629	"	石 綿 勘 七	
" " 大字下砂井814	"	石 川 新 一	
" " " 185	"	北 島 碩	
" " 大字栗山195	"	内 海 伊 一	
" " 大字西泉田638	"	関 根 久 次	
" " " 876の 1	"	湯 本 恒 雄	
" " 大字山崎494	"	坂 井 久 吉	
" " " 2188	"	岸 本 昭 吉	
" " " 2084	"	宮 田 孝 信	
" " 大字内門69	"	渡 辺 新 六	
" " " 963	"	堀 米 保	
" " 大字大歩524の 2	"	中 岡 一 夫	
" " 大字染谷780の 2	"	斎 藤 益 男	
" " 大字伏木2617	"	広 瀬 泰 治	
" " " 1023	"	佐 怒 賀 清 志	
" " " 548	"	間 中 一 男	
" " 大字一ノ谷101	"	野 口 国 男	
" 猿島町大字生子288	"	山 口 恒	
" " 大字菅谷298	"	板 垣 喜 郎	
" 境町大字蛇池584	監 事	石 綿 政 三	
" " 大字内門689	"	加 藤 章 吉	
" " 大字伏木1466	"	藤 田 藤 太 郎	
" 猿島町大字生子1568	"	青 木 信 一	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡境町960の 6	理 事	橋 本 正 士	
" " 大字蛇池521	"	飯 田 登	
" " " 419	"	岩 崎 孝 男	
" " 大字下砂井818	"	石 川 靖 二	
" " 大字栗山161	"	生 井 武	
" " 大字西泉田638	"	関 根 久 次	

"	"	"	876の1	"	湯本 恒雄
"	"	大字山崎72		"	野村 栄一
"	"	大字内門689		"	加藤 章吉
"	"	大字山崎2188		"	岸本 昭吉
"	"	大字内門68		"	忍田 甚一郎
"	"	" 911		"	渡辺 正夫
"	"	大字大歩415		"	中久喜 忠一
"	"	大字染谷780の2		"	斎藤 益男
"	"	大字伏木3001		"	海老原 進
"	"	" 1023		"	佐怒賀 清志
"	"	" 722		"	佐怒賀 俊夫
"	"	大字一ノ谷101		"	野口 国男
"	猿島町大字生子330			"	塚原 秀一郎
"	"	大字菅谷483		"	板垣 利夫
"	境町大字下砂井185		監事		北島 碩
"	"	大字山崎1210		"	秋山 政雄
"	"	大字伏木1492		"	藤田 栄之進
"	猿島町大字生子1559の6			"	青木 喜一

公 告

◎土地立入測量

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和59年12月24日

茨城県知事 竹内 藤男

1 起業者の名称 茨城県知事

2 事業の種類 一般国道293号道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

久慈郡金砂郷村大字大平字戌ムグリ、字沢目坂口、字沢目、字荒屋、字菅谷津、字才藤田、字江川田、字富士山及び字五反田地内

" " 大字久米字関山下、字湯沢及び字大石廻地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和59年12月25日から昭和60年3月15日まで

●茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱の一部改正

昭和48年4月2日付けで公告した茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

昭和59年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱の一部を改正する要綱

茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱の一部を次のように改正する。

第3の(2)を次のように改める。

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び同法附則第4項に規定する開発行為に係る土地開発事業（前号に該当するもの及びゴルフ場に係るものを除く。）

付 則

この要綱は、昭和60年1月1日から施行する。

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和59年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市東光台5丁目2880番の3から2880番の6まで、2880番の8、2880番の12から2880番の14まで、2880番の16、2880番の20、2880番の21

2 事業主の住所及び氏名

石岡市国府4丁目6番の12

高喜不動産株式会社

代表取締役 高野輝也

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市大字石岡字白久2085番の1、2085番の4、2085番の6、2085番の7、2085番の3

2 事業主の住所及び氏名

水戸市見和2丁目500番地の7

株式会社 山新

代表取締役 山口健治

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡桜村金田字下宿74番の一部、78番の1

2 事業主の住所及び氏名

新治郡桜村金田1979

桜村長 倉 田 弘

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷和原村大字小綱字香取680番、681番の1、字東中宿708番の1

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡谷和原村小綱898

小 菅 一 男

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和59年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡大宮町石沢1838番、1835番の1、1839番の1

2 事業主の住所及び氏名

常陸太田市木崎二町874

株式会社 かわねや

代表取締役 赤 津 喜 一

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和59年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第1361号	59.12.14	照沼熊太郎	那珂郡那珂町菅谷3139	那珂郡那珂町菅谷字原前2594-55, 2516-2 " " " " 字両宮東2776-1, 2777-1	メートル 4.00	メートル 35.00
" 第1362号	"	箱田 吉男	西茨城郡岩間町大字下郷4557	西茨城郡岩間町大字下郷字小谷原4557-237	5.70	35.00

" 第1363号	"	伸光不動産 株式会社 代表取締役 鈴木 伸岳	" 友部町 東平4丁目5— 44	" 友部町鯉淵字十の割 6522-46, -47, -48	4.00	36.00
-------------	---	---------------------------------	------------------------	----------------------------------	------	-------

★ 県政の総覧 …… 県民の大法 ★

三 茨 城 県 報 三

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所